

FinTechサポートデスク 実証実験ハブの活動実績報告

組織内に新たな枠組みを構築し、 金融イノベーションを推進

金融庁では、フィンテックを通じた金融のイノベーションを強力に後押しするための枠組みとして、フィンテック事業者による規制・監督に関する疑問などを解消するFinTechサポートデスクおよびフィンテックを利用した実証実験を伴走支援するFinTech実証実験ハブを設置している。本稿では、その活動実績を紹介する。

金融庁
総合政策局総合政策課

課長補佐 下田 顕寛

係長 森 知士

専門調査員 嶋瀬 佑貴

フィンテック支援の 両輪

昨今のデジタルイゼーションの加速に伴い、フィンテック（金融・IT融合の動き）を通じて、既存の金融機関だけでなく、新たなプレイヤーが金融に

関連する事業に参加してきている。これらによる革新的な金融サービスのよって、利用者利便の飛躍的な向上が期待されるが、新たなサービスの中には、法規制との関係が必ずしも明らかでなく、そのことが事業展開の支障となることも少なくない。そこで金融庁は、フィンテック

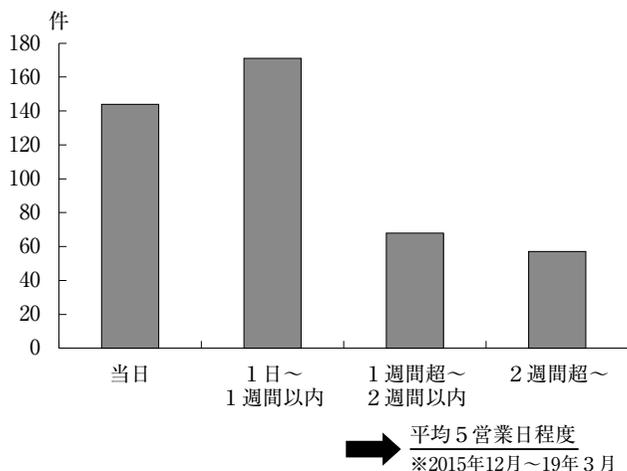
クに関する事業に伴うさまざまな規制上の懸念などを解決し、そのような事業を後押しする取り組みとして、総合政策局総合政策課にFinTechサポートデスクおよびFinTech実証実験ハブを設置し、その両輪で金融分野におけるイノベーションを強力に推進している。

FinTechサポート デスクの活動実績

(1) 設置の目的

金融サービスに関する新たな事業を営む、または事業を検討中のフィンテック企業などでは、許認可や登録の要否などを含め、

〔図表1〕 FinTechサポートデスクの対応期間



〔出所〕 金融庁作成（図表2～4も同じ）。

規制・監督に関するさまざまな疑問・懸念が生じている。しかし、こうした疑問・懸念をフィナンテック企業などが自ら解決するのは必ずしも容易ではない。金融庁では、これらの課題を解決し、イノベーションの芽を育てるべく、フィナンテック企業などが新規事業を検討・実施する際に生じる規制上の疑問・懸念について、気軽に相談できる窓

口として、2015年12月からFinTechサポートデスクを開設している。
(2) 活動状況
FinTechサポートデスクでは、まずは電話で相談を受け付けている。相談内容がよくある質問などであれば、その場でただちに回答しているが、事業の内容が新規で複雑な場合には、電話で簡単に内容をうかがったのち、必要に応じて電子メールにより資料を送付いただいたうえ、金融庁内で担当課室とともに論点の整理・検討を行い、回答を行うこととしている。さらに、論点を整理するにあたり、詳細な話をうかがう必要があるケースでは、相談者の意向も踏まえつつ、実際にお会いして、事業内

容の詳細をうかがったり、金融庁の考え方や解釈についてお伝えしたりするかたちを取る場合もある。

以上が一般的な相談の流れとなるが、FinTechサポートデスクでは、事業内容が具体的に整理されていないアイデア段階での相談や、フィナンテックに関する動向についての意見交換なども広く受け付けている。デスク開設直後に相談いただいた事業者の中には、その後も新規事業を検討されるつど、FinTechサポートデスクを活用して規制関係の整理をされ、事業拡大を進められているケースも出てきている。

(3) 利用メリット
フィナンテックの事業では、その新規性や複雑性から、いずれの法規制が関係するかが不明確な場合や、複数の法規制に関連する場合も少なくない。通常であれば、これらの規制・監督に関わる金融庁の複数の担当部署に相談いただくことになるが、FinTechサポートデスクは、フィナンテックに関する規制・監督を広く俯瞰している担当

者のもと、一元的な相談窓口として機能している。

これまでのところ、FinTechサポートデスクにおいて受け付けた相談に対しては、平均5営業日以内に回答しており、フィナンテック企業などの意思決定のスピードやマーケット環境の変化の速さなどに、行政としても追いつく努力を重ねている（図表1）。

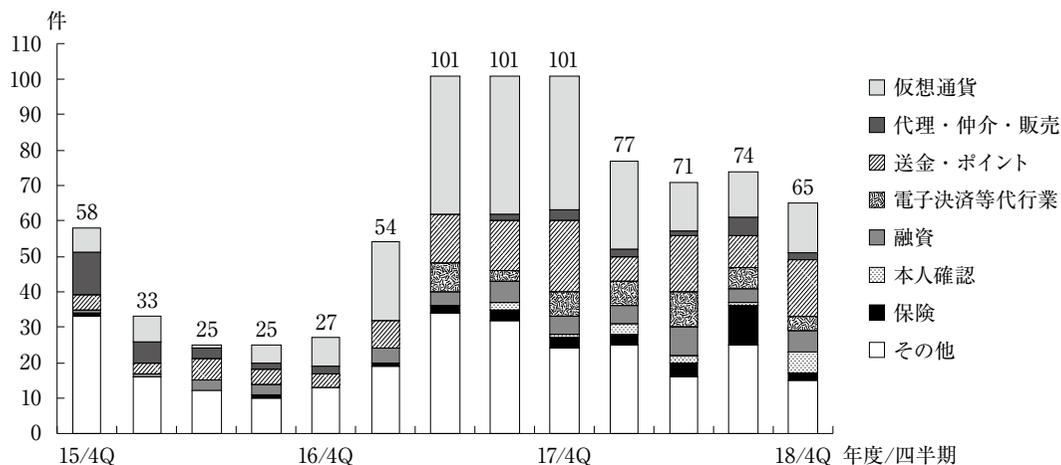
(4) 相談案件の傾向

FinTechサポートデスクでは、15年12月の開設から19年3月までの期間において、合計812件の問合せを受け付けている（図表2）。相談事項の多くは開業規制に関するもの（許認可・業登録の要否など）となっており、FinTechサポートデスクが、事業の初期段階の相談先として利用されていることがうかがえる。

相談分野では、17年4月の資金決済法の改正によって仮想通貨交換業が規定された時期は仮想通貨に関する問合せが急増した。これに対し、近時では、キャッシュレス決済の進展に合わせてさまざまなペイメントサー

〔図表2〕

四半期ごとの問合せ案件類型の内訳



(注) 15/4Qは15年12月分を含む。

ビス（資金移動業や前払式支払手段関連など）に関する問合せが増加しているほか、18年11月施行の改正犯罪収益移転防止法施行規則により、オンラインで完結する本人確認方法が新設されると、これに関する問合せも増加している。このように、世間の関心や規制動向が相談の傾向にも表われていることがうかがわれる。

足もとでは、複数の規制領域にまたがるようなものや、必ずしも現行法制が想定しておらず、既存の制度や枠組みとの関係が不明確なものに

関する相談も増加してきている。従前、銀行などの伝統的な金融機関が行っていたサービスや、資金移動業や貸金業などのような、よりライトな規制による業態でカバーしようとする、柔軟なビジネスモデルを目指す動きも見られる。金融審議会の下部組織である金融制度スタディ・グループの議論に対する関心の高まりに合わせ、今後もこうした動きが進んでいくものと思われる。

FinTech実証実験ハブの活動実績

(1) 設置の目的

前述のFinTechサポーターデスクでは、フィンテック企業などから寄せられた相談に回答を行うことになったんやり取りを終えることになるが、フィンテック企業や金融機関などが前例のない実証実験を行うおとする場合、規制・監督上の検証と実験スキームの再考との積み重ねとなっていく場合も少なくない。内容によっては、金融庁の所管外の法令との関係性につ

いても問題となりうる。

金融庁は17年9月、FinTech実証実験ハブを設置し、フィンテック企業や金融機関などが実験を通じて整理したいと考えている規制・監督に関する論点について、個々の実験ごとに庁内に担当チームを組成して検討を一緒に行う「伴走型」支援を実施している（図表3）。

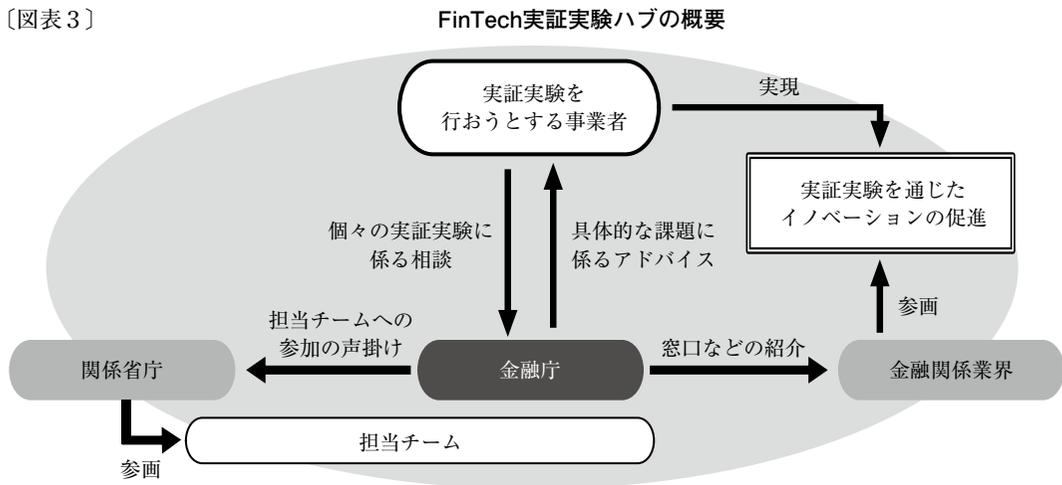
また、FinTech実証実験ハブでは、金融面の規制・監督の論点の解消のほか、他省庁が所管する法令に関わる論点が生じた場合、金融庁からほかの所管省庁に対して相談・法令照会を行うなど、実証実験に関する「ハブ」機能も担っている。

(2) 支援決定の判断要素

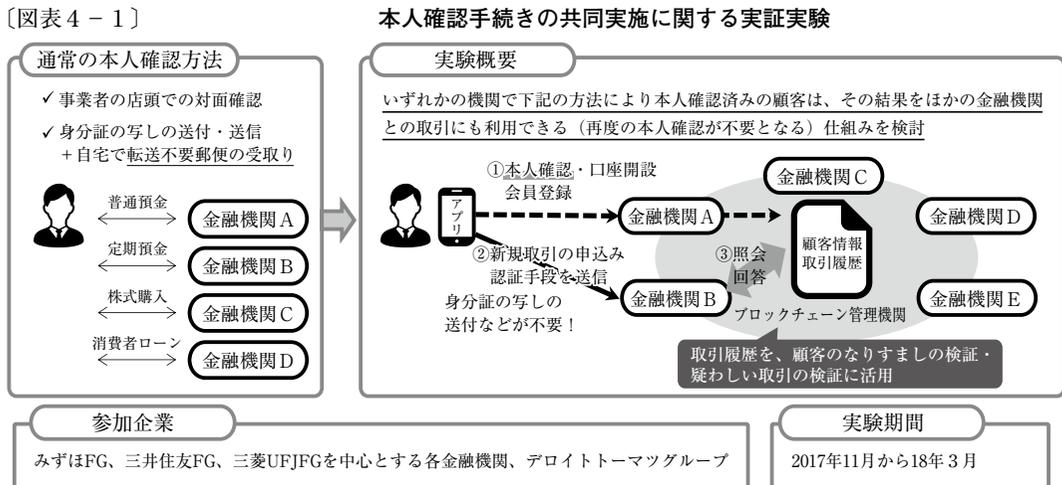
FinTech実証実験ハブについては、(1)で記載したとおり、金融庁においても相応のリソースを割いて協力していくことになる。また、規制・監督上、解決すべき論点がなければ、実証実験は自由に行われるべきであり、当局が関与する性質のものではなくなる。そこで支援の可否は、次の五つのチェック項目を満たすかどうかを含め、総

金融イノベーションと金融庁の取組み

〔図表 3〕



〔図表 4-1〕

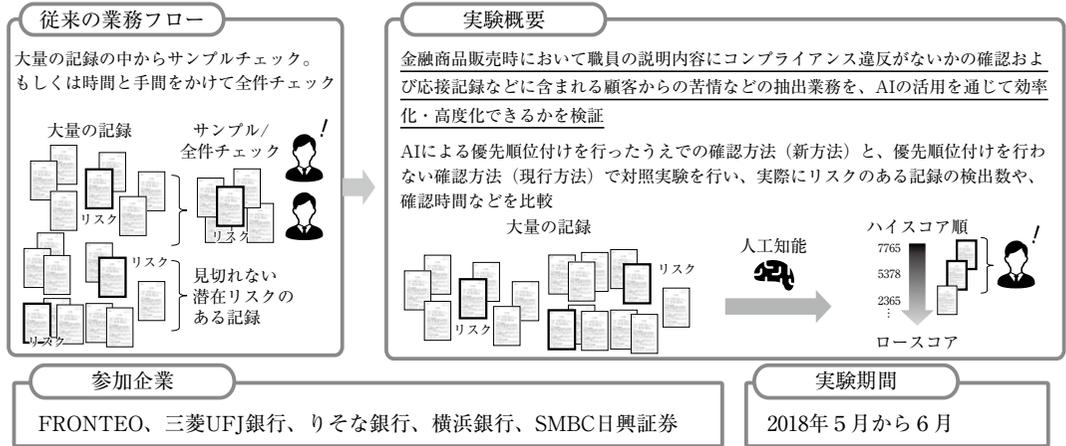


〔図表 4-2〕



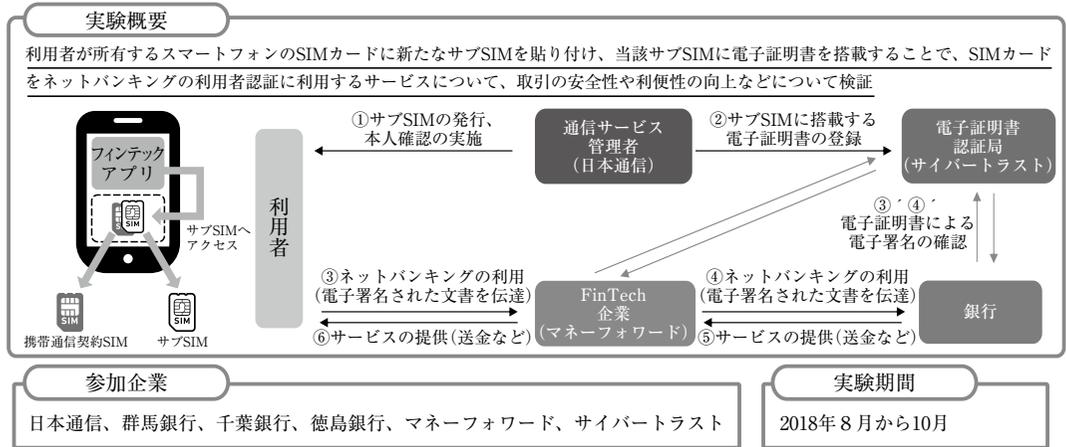
〔図表 4-3〕

AIを用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に関する実証実験



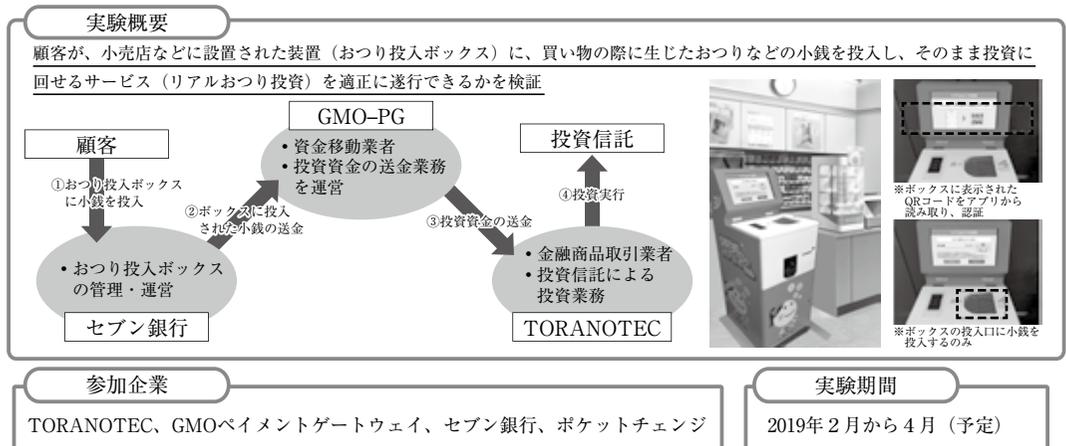
〔図表 4-4〕

ネットバンキングにおいて「サブSIM」により利用者を認証する実証実験



〔図表 4-5〕

おつりなどの小銭をそのまま投資に回せる装置の導入に関する実証実験



合的に判断している。

①実験内容と論点（法的論点を含む）が明らかであること（明確性）

②サービスの実現によってわが国における利用者利便や企業の生産性の向上が見込まれること（社会的意義）

③実現しようとするサービスに革新性が認められること（革新性）

④実証実験に一般利用者が参加する場合には、利用者への説明を含め、利用者保護上の対応を適切に行うこと（利用者保護）

⑤実証実験を行うのに必要な資金・人員などのリソースが確保されていること（実験の遂行可能性）

(3)活動状況

17年9月のFinTech実証実験ハブの開設から19年3月までに5件の実証実験を支援（うち4件の実証実験は終了し、結果も公表）してきた（図表4-11～5）。これまで支援してきた実証実験では、本人確認・本人認証に関するものが3件を占めており、金融機関にとっても顧客にとっても負担が生じる

本人確認・本人認証の分野では、イノベーションの余地が大きいとともに規制・監督面での支援ニーズが強いことがうかがわれた。このほか、金融機関が内部で行っているコンプライアンス業務でAI（人工知能）を用いて効率化・精緻化を図っていくレグテック関連分野での実証実験や、さまざまなプレイヤーが登場している「おつり投資」の分野で実際にコンビニなどの店頭で小銭を投資に回すことを可能とするシステムに関する実証実験を支援してきた。

今後も、革新的な実証実験を通じて得られた有意義な知見などを広く共有することで、それを生かした新たなサービスを生み出すとともに、刺激を受けた別のプレイヤーによるイノベーションも呼び込むことにより、わが国のフィンテックビジネスの発展を加速させるという好循環を実現したいと考えている。

さらなる推進に向け、時流に即した対応も

現在の加速度的なデジタルライ

ゼーションの進展は、多くの金融機関やフィンテック企業にとってなんらかの変革を迫るとともに、多大なチャンスをもたらす可能性を秘めている。政府全体では、18年6月に施行された生産性向上特別措置法に基づき省庁横断的に実証実験を認定する規制のサンドボックス制度も運用が開始されている。

金融庁においても、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブの枠組みを通じて、フィンテックをはじめとする金融分野におけるイノベーションを、金融機関・フィンテック企業に少しでも負担をかけないかたちで、強力に支援していきたいと考えている。そのため、フィンテックに関する規制・監督上の疑問・懸念が生じた際には、いつでも気軽にご連絡いただきたい。また、FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブの担当者であるわれわれも、動きの速いフィンテックの動きにキャッチアップし、時流に即した相談対応やサポートを行えるよう、日々進歩していきたい。

（本稿における意見は、執筆者の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない）

（連絡先）

FinTechサポートデスク
03-3506-7080
FinTech実証実験ハブ
03-3581-9510

しもだ あきひろ

06年慶應義塾大学法科大学院修了。07年司法修習修了、同年西村あさひ法律事務所入所。18年4月から現職。

もり さとし

11年京都大学総合人間学部卒。同年りそな銀行入行、主に法人営業を担当。17年8月から現職。

しませ ゆうき

14年一橋大学法学部卒。同年上田八木短資入社、債券レポ取引のブローカーを約3年半担当。17年12月から現職。